

第 7 6 回 吉 野 警 察 署 協 議 会

開催日時	令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 2 時00分から午後 3 時30分（90分）	
開催場所	吉野警察署 研修場	
出席者	委 員 （定数 8 名）	吉田会長 冢瀬副会長 小林委員 辻内委員 宮本委員 岡委員 山岡委員 以上 7 名
	警 察 署	署長 分庁舎所長 警務課長 刑事生活安全課長 地域課長 交通課長 警備係長 広報相談係長 以上 8 名
開催概要	1 会長挨拶 今春の人事異動により署の幹部がほとんどが代わられたとのことであり、新しいメンバーとなって初めての協議会となる。私たち協議会の委員としては、ここにおられる幹部の方々、さらには、署員の皆様方と協力し、この吉野地区の安全と安心が守られるよう努めてまいりたいと思う。委員の皆様方には、前回に引き続き、吉野署に対する積極的かつ建設的な意見発表をしていただき、当協議会の運営にご協力をお願いする。事前に頂いた資料によると、奈良県全体では、犯罪の認知件数が昨年同時期と比べて減少しているところ、吉野署管内では増加しており、特に侵入盗が増加傾向にあるとのことである。交通事故については、人身事故が僅かではあるが増えているとのこと、我々も車の運転には十分注意しなければならないと思う。また、懸念されるのが、未だ発生が収まらない特殊詐欺についてである。県内では特殊詐欺の認知件数及び被害総額ともに、増加しているとのことであり、一方、吉野署管内では昨年に比べて減少しているとのこと、引き続き被害防止に努めていただくようお願いする。私ども協議会委員の意見や提言により、吉野警察署の業務がより一層活性化されるよう、委員の皆様には、地域住民の声として警察の業務運営に関するご意見を述べていただくようお願いする。 2 吉野警察署長挨拶 本日は吉野警察署における 1 月から 4 月までの業務推進結果及び今後の業務推進計画について、各課長から説明させていただくが、事前に配付させていただいた資料に記載の活動結果や業務推進計画について、ご意見があれば、忌憚のないところを聞かせていただきたい。皆様の貴重なご意見が今後の警察業務に反映できるように署員一丸となって取り組んでまいりますので、よろしくお願いする。 3 議事 (1) 質疑応答 ア【委員】 センターラインのない道路の法定速度が30キロ/hに引き下げられるとのこ	

とであるが、そのような場所でもオービスを設置して取締りを実施していくのか。

【警察】

取締り重点路線を設定させていただいているのには理由があり、事故が多発する区間であったり、あるいは学童が歩いているのにスピードを出す車両があるというようなことを加味してやっていく。まずは重点路線をしっかりとやる。法定速度が30キロ/hの区間だからしないというわけではない。

【委員】

法定速度30キロ/hのところで速度超過して事故をしたら、罪は大きくなるのか。

【警察】

危険・悪質な速度超過で、事故を起こした場合は危険運転致死傷罪での立件を視野に捜査する。

イ【委員】

警察庁推奨の詐欺バスターアプリは、お年寄りでも使い方は分かるのか。

【警察】

二次元コードから簡単にインストール可能で、起動後に表示される手順に添っていただくと、簡単に設定が可能である。

ウ【委員】

以前は、青パトが町村内を回っていたと思うが、一時期から回っているのを見かけなくなった。空き巣などの犯罪があるので、青パトをやっていただけないか。

【警察】

青色パトロールの団体は吉野署管内にもあるが、団体それぞれによって活動が異なるので、こちらから情報発信して回っていただけるようにしたいと思う。また情報発信ツールを有効活用することを検討しているところで、できるだけ早く皆さんに情報発信する。警察もパトロールに回るし、ボランティア団体の方々にも自主的に参画してもらえるように声掛けを行っていきたい。

エ【委員】

熊が出没した場合は署にも連絡したらいいのか。

【警察】

役場の方から警察にも連絡は入るが、タイムリーに知らせていただいた方がパトカーを派遣して近隣の方に周知広報するなど、迅速な対応ができる。役場への通報と併せて警察にも連絡していただきたい。

(2) 意見交換

ア【委員】

上北山村・下北山村は3名の駐在さんに守っていただいているが、6日に1度、警察署で当直をされており、2名が村内で待機していただいていると思うが、休暇でお休みになった場合など1人しかいない日があるようである。住民が不安に感じていて、常に2人いるような体制をお願いしたい。

	【警察】 当署は、奈良県全体の約3分の1にあたる面積を、署長以下87名で治安維持に当たっているが、夜間の当直体制を考えると、どうしても人員が限られる。本来なら、下北山村、上北山村の遠隔地はそのまま駐在所にいて事案対応に当たってもらいたいところであるが、夜間の体制を確保しようとする、各駐在所からも6日に1回当直勤務に就いてもらわないと、当直体制が維持できない部分もある。上北山村・下北山村で駐在所員が不在の場合は極力、川上村の方から対応するようにするし、さくら庁舎からも自動車警ら班を現場へ行かせている。事件事故であれば、本署からも交通課員、刑事生活安全課員が現場に行く。可能な限り早く現場に行き、現場の不安を取り除けるようにさせていただくので、ご理解いただきたい。 イ【委員】 先般、ウルトラマラソンがあったが、ほとんど交通規制がなかった。あのようなイベントは交通規制をしなくてもよいのか。 【警察】 同大会では、ランナーが信号で停止したり、信号なしで交差点を渡るような状況がないコースであったため、交通規制をかけずに実施した。ランナーの方には、日頃ジョギングされている方と同じように交通ルールを守って走っていただいている。 4 議事録公開の可否 個人のプライバシーに関することがないことから、すべて公開とする。
そ の 他	次回協議会の開催予定 令和8年10月頃を予定 （詳細は、事務局が調整の上、会長と改めて協議して決定する） 会議において特筆すべき事項 なし